

飛騨市PR活動業務委託 仕様書

1 業務名

飛騨市PR活動業務

2 目的

飛騨市の自然・歴史・文化・人・生活・食・モノ等をはじめとする観光の魅力を、大都市圏のメディア等を通じて県内外へ発信することで、効果的に誘客を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約の日から令和6年3月29日まで（金）

4 業務内容

(1) 事業計画立案及びプロモーション提案資料の作成

- ・飛騨市のコンテンツを有効に活用できるPR計画を立案すること。
- ・特にメディアリレーションズに必要な提案資料を作成し共有すること。

(2) パブリシティ活動の実施

①メディアへのコンタクト活動

- ・出版社、テレビ局等に対して、対面や電話・メール等のコンタクト活動やニュースリリースの配信を行うことでパブリシティによる露出を獲得すること。
- ・ニュースリリースは、コンタクト活動を通じて把握したメディアのニーズを踏まえ、メディアが飛騨市へ求めている情報を発信すること。なお、テーマ及び内容について市と協議の上決定すること。
- ・コンタクト活動する対象候補先について、メディアの特性や露出効果などを勘案したうえで市に提案すること。
- ・必要に応じ、市職員等によるメディア訪問を企画実施すること。

②メディア招聘

- ・プレスツアーや個別のメディア招聘等を行い、取材を誘致すること。
- ・招聘メディアの募集・コンタクトや取材に必要な、交通・宿泊等の全工程の手配、取材先との調整（現地対応含む）等を行うこと。
- ・プレスツアーは、メディアの参加が期待できる様、テーマを設定し、テーマに沿った内容を提案すること。
- ・招聘に必要な経費及び記事掲載等にかかる経費の支払いを行うこと。
- ・招聘するメディアは、市と協議のうえ決定すること。

③その他

- ・飛騨市の有するコンテンツ（自然・歴史・文化・人・生活・食・モノ等）を活かした飛騨市のブランディング、認知向上につながる取り組みを提案すること。
- ・必要に応じ記者会見やメディア向け試食会の場（首都圏を含む）等を設けること。
- ・WEB上でより多くのBUZZを獲得できるよう努めること。

(3) PR活動の助言・提案、実施状況の報告

- ①市に対し、PR活動についての助言・提案を行うこと。
- ②定期的（月1回程度）に実施状況を報告すること。業務の実施状況報告については、次の（ア）～（エ）の事項を含む資料を作成したうえで報告すること。
 - （ア）メディアコンタクト実績
 - （イ）上記の反応、意見、結果等
 - （ウ）その他活動内容・経過を記した資料

5 業務実施体制

- ・本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ・業務実施責任者及び実務担当者を合わせて2名以上配置すること。
- ・受託者は、委託契約締結後速やかに、業務実施責任者の氏名等を飛騨市に報告すること。

6 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務完了後、速やかに委託業務完了届けを提出した上で、令和6年3月29日までに以下の内容を含む実績報告書を提出すること。

- ・業務の実施期間及び内容
- ・PR活動相手先リスト
- ・活動内容及び実績が分かる資料（相手方の反応とその結果等）
- ・パブリシティ獲得実績（含個別招聘、プレスツアー等の実績）
- ・上記の効果測定結果

7 納品場所及び担当部局

飛騨市商工観光部まちづくり観光課

〒509-4292 岐阜県飛騨市古川町本町 2-22

TEL : 0577-73-7463 FAX : 0577-73-6866

E-mail : syokokanko@city.hida.gifu.jp

8 支払条件等

- ・委託業務開始以降に本委託業務にかかる経費を支払うものとする。
- ・受託者は、本委託業務の遂行上必要がある場合は、概算払いを請求することができるものとし、請求方法等の詳細は、市と協議のうえ決定するものとする。

9 留意事項

- ・個別取材やプレスツアーの実施に際して必要な取材費、記事掲載費、食費、施設入場料等は全て当初の契約金額に含むものとする。
- ・業務の遂行にあたっては市と調整のうえ実施すること。また、メディア等の選定についても、市と十分協議したうえで決定すること。
- ・現地取材・掲載にかかる経費については、メディア等からの要請があったもので内容が目的に合致していると認められる場合に、事前に市と協議したうえで負担すること。
- ・実施内容の協議のため、市から要請のあった場合は、市等が開催する会議に出席すること。
- ・資料等作成に際して、著作物の許諾及びポジフィルム等の借用が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾及び借用により発生する費用は、当初の契約金額に含むものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と協議のうえ、その一部を委託することができる。

(3) 個人情報の取扱い

受託者が当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、飛騨市個人情報保護条例（平成16年飛騨市条例第15号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 危険負担

委託業務実施中又は委託業務実施に起因すると判断される事故が発生した場合、その責任はすべて受託者の責任とする。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置

は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約を取り消すことができる。その場合、市に生じた損害は受託者が賠償するものとする。

なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、市及び受託者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれから、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、委託期間終了若しくは契約の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅延無く提供することとする。

13 不当介入における通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行機関の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、市に履行期間の延長変更を請求することができる。

14 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、両者協議の上、業務を進めるものとする。